

千葉県森林整備事業実施要領等の運用について

最終改正：令和5年6月13日

森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業、竹林拡大防止事業、森林緊急造成事業、被害森林整備事業、絆の森整備事業、保全松林緊急保護整備事業、サンプスギ林総合対策事業及び災害に強い森づくり事業の実施については、千葉県森林整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、千葉県森林整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）、サンプスギ林総合対策事業実施要領、災害に強い森づくり事業実施要領及び千葉県保全松林緊急保護整備事業実施要領（以下「保全松林要領」という。）に定めるもののほか、この規定により運用するものとする。

この運用の構成は次のとおりである。

- 1 事業の規模について
- 2 人工造林等の事業内容について
- 3 保育等の事業内容について
- 4 絆の森整備事業について
- 5 事業主体について
- 6 特記事項
- 7 事務の取扱いについて
- 8 補助金の算出
- 9 補助金の査定
- 10 森林作業道整備
- 11 その他

1 事業の規模について

- (1) 実施要綱第3の1の「1 施行地」とは、原則として接続する区域とする。「原則として接続する区域」とは、同一事業主体により、同一時期に、同一作業形態のもとで事業が施行され、地理的条件が社会通念上1 施行地と見なし得る区域とする。
- (2) 水田跡地で行う人工造林については、実施要綱第3の1の規定にかかわらず、1 施行地の面積は0.05ha 以上とする。

2 人工造林等の事業内容について

(1) 人工造林、樹下植栽等

- ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- イ 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、実施要領第2の(1)の規定によるほか、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。

- ウ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵を実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実にはかられていないと千葉県知事（以下「知事」という。）が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。
- エ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
- (ア) 立木の蓄積が1 ha 当たりおおむね 30 m³以上 80 m³以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1 ha 当たりおおむね 100 束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。
- (イ) 立木の蓄積が1 ha 当たりおおむね 30 m³以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備事業の松林保護樹林帯造成として行うものであること。
- オ 特殊地拵え及び竹林拡大防止事業による竹林の伐採を実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- カ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。
- キ 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。
- ク 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、関係要領付表に定める構成因子以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めて差し支えないものとする。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- ケ 補植は、人工造林により 1,500 本/ha 以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木本数/植栽本数）がおおむね 30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。

3 保育等の事業内容について

(1) 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分の区域面積により採択するものとし、補助対象面積は実作業区域面積とする。

(2) 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

(3) 枝打ち

枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

(4) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐

ア 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする

る樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

イ 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。

ウ 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の実施に当たっては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、イの規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され10%以上20%未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地については、この限りではない。

エ 森林緊急造成による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができる。

オ 保育間伐及び更新伐を被害森林整備事業及び災害に強い森づくり事業で実施する場合について、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木の林内からの除去も含め、流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、ウの規定は適用しない。

カ 更新伐について

(ア) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合、伐採率はおおむね70%以上（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。

(イ) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採率は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

(ウ) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める方法により伐採を行うものとする。

(5) 衛生伐

保全松林緊急保護整備のうち保全松林健全化整備で行う衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。

(6) 被害森林整備事業を松くい虫被害林分において行う場合は、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができる。

(7) 付帯施設等整備

ア 鳥獣害防止施設等整備については、当該野生鳥獣防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

なお、当該施設には食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

また、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

イ 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されているものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(イ) 改良の内容については、防護柵のスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

ウ 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

エ 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、実施要綱第3の2の(1)で定める搬出材積としては扱わないものとする。

オ 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

(8) 森林作業道整備

森林作業道等整備の取扱いについては、千葉県森林作業道作設指針、千葉県森林作業道開設基準及び千葉県森林作業道の補助事業に係る開設基準に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 森林作業道整備の先行実施

(ア) 実施要領第2の表の1の(11)のアの一定期間とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とし、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。

(イ) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。

イ 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

(イ) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。（イ）において同じ。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。

(ウ) 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付

け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知) 第 3 に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(エ) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

ウ 森林作業道の復旧

森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1 箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。

(イ) 復旧の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」第 3 に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

エ 効率的な森林作業道の開設

施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

(9) 森林保全再生整備

ア 実施要領第 2 の表の 5 の(12)に定める鳥獣害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」（昭和 53 年 5 月 18 日付け 53 林野保第 235 号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

イ 鳥獣害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

ウ 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

4 絆の森整備事業について

(1) 搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。

(2) 森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。

(3) 森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明らかにすることとする。

(4) 実施要領第 2 の表 6 の(3)の付帯施設整備、同第 2 の表 6 の(4)の林内歩道等整備の補助金の算定は、類似の事業を参酌するものとし、絆の森整備事業として整合性を保つものとする。

5 事業主体について

(1) 関係要領の事業主体になり得る森林所有者は、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。

(2) 森林緊急造成事業、被害森林整備事業、サンブスギ林総合対策事業及び災害に強い森づくり事業における「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

(3) 林業事務所長（以下「所長」という。）は、関係要領に定める森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「任意団体」という。）から補助金の交付申請があつた場合には、「森林

法施行令第 11 条、第 12 条、別表第 3 及び別表第 4 の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」(平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。)の第 1 項、第 2 項及び次の事項を確認するものとする。

ア 規約の内容

イ 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

ウ 施行地の森林所有者(森林法第 2 条第 2 項に規定する森林所有者をいう。)

- (4) 所長は、任意団体が事業を実施する場合には、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- (5) 関係要領に定める鳥獣害防止施設等整備及び森林作業道整備の開設及び改良の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。
- (6) 実施要領第 1 の 2 の(1)において、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって 10 年以内に公有化した森林に限る。

6 特記事項

- (1) 森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業、保全松林緊急保護整備事業、被害森林整備事業、サンプスギ林総合対策事業及び災害に強い森づくり事業の事業内容における搬出集積の範囲は、作業地点からトラックへの積み込み地点又は山元土場までとする。
- (2) 森林緊急造成事業、被害森林整備事業、サンプスギ林総合対策事業及び災害に強い森づくり事業における協定については、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。
- (3) 実施要領第 3 の 7 の(3)のアの(ア)、イの(ア)の a 及び(イ)の a により行う人工造林等において、事業の対象とする森林における伐採届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰すことができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。
- (4) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。
 - ア 森林経営計画の対象とする森林を含む林班(以下「森林経営計画対象林班」という。)内で当該計画に基づいて行う場合
 - イ 森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班(以下「隣接林班」という。)内で当該計画に基づいて行う場合
- (5) 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に 7 の(5)のイの(ク)の書類を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。
- (6) 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも掲示できるよう管理を行うものとする。

7 事務の取扱いについて

本事業及びこれに係る補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。以下本章において同じ。）は、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を行うものとする。

(1) 事前計画について

実施要領第3の2に規定する事前計画の作成等については以下によるものとする。

- ア 事前計画の計画期間は、森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業及び竹林拡大防止事業による補助を受けようとする人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度（森林作業道の整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を少なくとも含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。
- イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画に基づき、施業及び森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的なまとまりを持った森林の区域とする。
- ウ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。
- (ア) 事前計画の対象とする区域及びその面積並びに計画期間
 - (イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容
 - (ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐（森林共同施業団地内の国有林で実施が見込まれる間伐及び更新伐に相当する施業を含む。）及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）及び間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積及び搬出予定時期
 - (エ) 事前計画の計画期間内に(ア)の区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標
- エ 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

オ 事前計画は、知事が、森林環境保全直接支援事業等による施業及び森林作業道整備の実施に係る実施要綱第3に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものである。その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

カ 所長は、提出のあった事前計画の内容について、次の事項を確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

(ア) 補助要件への適合

(イ) 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性

(ウ) 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性

(エ) 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無

(2) 現地写真

事業主体は、現地写真を撮影する場合に当たっては、以下により実施するものとする。

ア 事業の施行地ごとに、事業実施前、事業実施中及び事業完了後の状況を撮影するものとする。ただし、黒板の文字が確認できるなど、適切な有効画素数を設定するものとする。なお、撮影に当たっては必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。

また、施工方法等により補助対象経費が異なる場合については、その方法が確認できる事業実施中の状況を撮影するものとする。

イ 下刈りは、実施要領第2の表の1の(1)の施行地において、4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他資料を整備しておくものとする。

ウ 特殊地拵え及び保育間伐又は更新伐のうち3の(4)のオにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰並びに3の(8)のイの(イ)の開設後の経過年数及び(エ)の要件を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、事業実施前の状況についても撮影するものとする。

エ 間伐、更新伐については、伐採木の搬出状況、集積場所におけるはい積状況等を撮影するとともに、末口直径など検知野帳等と確実に照合できる適切な有効画素数を設定するものとし、必要に応じて写真データを提出するものとする。

オ (3)により現地測量を行う場合は、その実施状況を撮影するものとする。

カ アからオにより撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

(3) 現地測量の実施

事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、以下により実施するものとする。

ア 測量方法は、ポケットコンパス等による測量とする。ただし、面積1ha未満の小施行地については要点間の距離測定による簡易法によることができる。この場合、測量始点を簡易な方法で現地に表示するものとする。

イ アのただし書きの規定は、森林作業道整備に係る線形の測量には適用しない。

ウ 測量の許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とし、これを超えるときは再測量を行う。

(4) 補助金の交付申請等について

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（特殊地拵えを含む。）、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して行っても差し支えない。

イ 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

また、森林吸収源対策間伐促進事業の間伐及び森林環境保全直接支援事業の更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は経営管理実施配分計画に基づいて行う場合は当該計画ごと（森林経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含み、5の(3)の場合は旧森林経営計画を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

(7) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(イ) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と林業関係事業補助金交付要綱第3条第3項の規定に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法

(ウ) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、林業関係事業補助金交付要綱第3条第3項の規定に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

ウ 複数の申請単位に係る一括申請

本事業に係る補助金の交付申請を行う者（事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。）は、複数の申請単位（イに定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

エ 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

交付申請者は、ウにより一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

(5) 補助金交付申請書の作成

ア 事業主体の委任を受けて補助金交付申請事務を取扱う者は、事業主体からの森林整備完了届の提出受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。

イ 補助金交付申請書に添付する書類等について

実施要領第3の4の(18)に定める書類は次のとおりとする。

(7) 委託(請負)契約書(写)

事業主体が森林所有者と受委託契約等により実施する場合。

(イ) 施業実施協定書(写)及び団体規約(写)

事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合。

(ウ) 森林経営計画書(抄)

森林経営計画に基づく施業を実施する場合。

(エ) 経営管理権実施配分計画(抄)

経営管理権実施配分計画に基づく施業を実施する場合。

(オ) 実施要領第1の2及び3に定める協定書(写)

森林緊急造成事業もしくは被害森林整備事業を実施する場合。

(カ) 伐採造林届出書(写)

伐採造林届出書に基づき、人工造林及び樹下植栽等を実施する場合。

(キ) 平均胸高直径調査表

実施要領第2の表の1の(8)及び表の5の(8)並びに災害に強い森づくり事業実施要領第2の2の(1)のウの保育間伐及び3の(4)のエの除伐において、伐採しようとする樹木の胸

高直径の平均が 18cm 未満の場合（12 齢級以下）の林分は不要。）。

(ク) 6 の(5)による場合は、補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類

(ケ) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）の協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類（実施要領第 2 の表の 5 の(12)による森林保全再生整備に係る交付申請の場合に限る。）

(コ) 受委託契約書又は請負契約書の写し

事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。

(ク) 分収林契約等の写し

分収林契約が締結されている場合。

ウ 事業主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、補助金の申請に当たり知事又は所長へ提出するものとする。事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。ただし、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去 1 年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

エ 実施要領第 3 の 4 の(1)の事業内訳書に記載する森林所有者名及び地番は、原則として、林地台帳、森林経営計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。

オ 実施要領第 3 の 7 の(3)のア及びイの(ア)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、事業内訳書に、森林経営計画の認定番号又は特定間伐等促進計画の名称若しくは番号等を記すこととする。

カ 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、7 の(3)に定める現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ交付申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

また、間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

キ 交付申請者は、実施要領第 3 の 4 に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するとともに、検査員の求めに応じて提出するものとする。

(ア) 測量野帳又は測量データ（なお、イの(キ)の調査野帳を含む。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）

(イ) 保育間伐、間伐及び更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表

- (ウ) 搬出材積集計表の証拠書類（入出荷伝票等の証明書）
- (エ) 事業実施中の現地写真（7の(2)により撮影した写真）
- (オ) 現場監督費を加算する場合であって、現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合、該当個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録
- (カ) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類
- (キ) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表の証明書等の証拠書類
- ク 補助金の交付申請に係る書類（キに掲げる書類を含む。）等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。
 - (ア) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（別記様式1の例による。）
 - (イ) 施行地ごとの施行台帳（別記様式2の例による。）
 - (ウ) 補助金及び経費明細書（別記様式3の例による。）。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（別記様式4の例による。）を森林所有者等に通知するものとする。
- (6) 補助金交付申請書の提出
 - ア 実施要領第3の4（実施要領以外の関係要領で準用する同要領同条項を含む。）の補助金申請書類は番号順に1部綴り、所長に提出するものとする。
 - イ 所長は、アの申請書類の内容を確認するとともに、実施要領第3の6の(4)（実施要領以外の関係要領で準用する同要領同条項を含む。）の検査調書を添えて知事へ進達するものとする。
- (7) 補助金の請求

交付申請者は、(4)のイにより行った交付申請ごとに補助金の請求を行うものとする。

ただし、(4)のウにより複数の申請単位に係る補助金を一括して交付申請した場合、補助金の請求についても一括して行うことができるものとする。
- (8) 補助金の代理受領

事業主体からの委任を受けて本事業に係る補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）は、次により行うものとする。

 - ア 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにするものとする。
 - (ア) 交付事務の適正を期するため、代理申請者は補助金受領後おおむね30日以内に事業主体へ補助金の支払いを行うものとする。
 - (イ) 補助金代理受領者に対する条件

補助金の代理受領者は、その支払いを明らかにした書類を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存すること。
 - イ 代理受領者が受領した補助金は全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。
 - (ア) 森林整備事業補助金事務取扱手数料
 - (イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
 - (ウ) 当該施行地の森林保険料

(エ) 間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
ウ 代理申請者が事業主体から受ける森林整備事業補助金事務取扱手数料（イにより事業主体に支払うべき補助金と相殺するものを含む。）は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

エ 手数料率の報告

代理申請者が森林整備事業補助金事務取扱手数料を定める場合には、補助金交付申請書に森林整備事業補助金事務取扱手数料率報告書（別紙様式3号）を添付することとする。

(9) 補助金受領者等に対する条件

ア 公用・公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合には、実施要領第3の9の(1)（実施要領以外の関係要領で準用する同要領同条項を含む。）の規定にかかわらず補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議できるものとする。

イ アの協議の同意には、農林水産大臣の同意が必要である。

ウ 間伐及び更新伐に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

8 補助金額の算出

(1) 標準経費は、標準単価に調整率を乗じて求めることができるものとする。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。

(2) 関係要領の規定にかかわらず、市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち(2)により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては実行経費に補助率を乗じて）求めるものとする。

(3) 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第2の9の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、次のアとイをを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備事業における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。

ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費

イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費

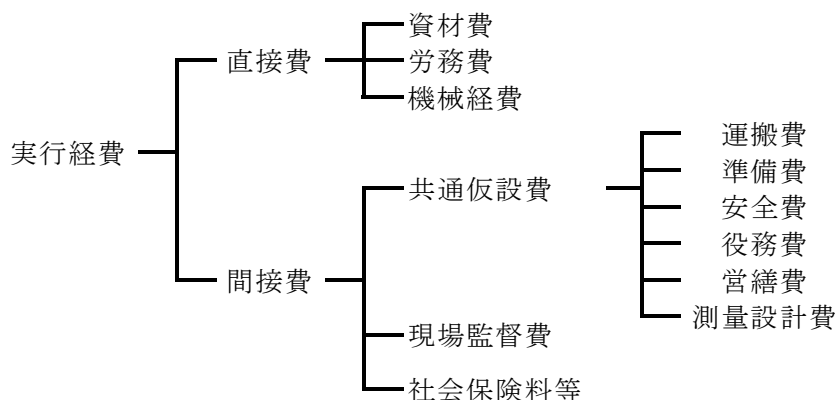
ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	市町村	標準経費	【 8 の (1) 】 ①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	【 8 の (2) のア及びイ 】 設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額	【 8 の (2) のウ 】 ①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費
	その他事業主体		

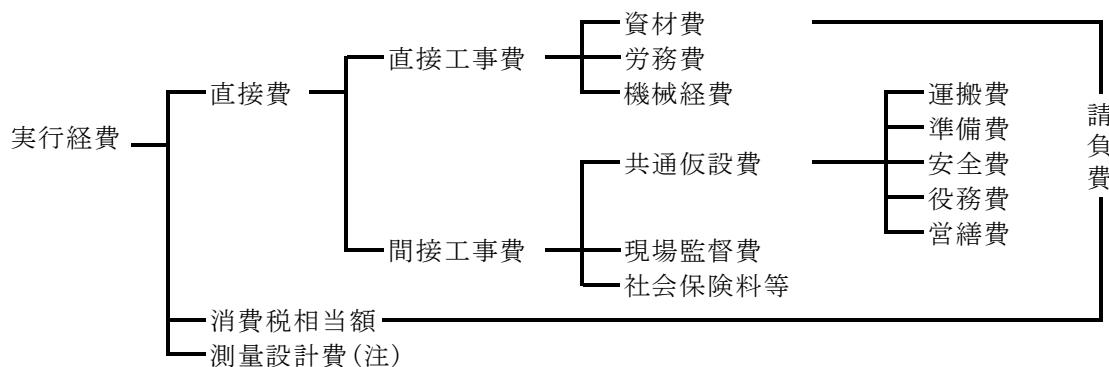
(3) 実施要領第2の表の5の(12)に係る補助金額は、実行経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあつては実行経費に補助率を乗じて）求めるものとする。

(4) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付け22林整整第858林野庁整備課長通知）に準ずるものとする（ただし、実施要領第2の表3の(12)にあつては別途定めるものによる。）。また、請負に付して実行する場合にあつては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業実施主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

9 補助金の査定

本事業に係る補助金の査定の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 間伐、更新伐の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」に基づき県が作成した「千葉県森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。
- (2) 森林吸収源対策間伐促進事業の間伐、森林環境保全直接支援事業の更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、8の(1)により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

(ア) 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）

1 ha 当たりの伐採木の搬出材積が 10 m³に満たない間伐又は更新伐

(イ) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

(ウ) 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

- (3) 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業面積とする。
- (4) 実施要領第3の7の(3)のアの森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画、又は特定間伐等促進計画において計画された施業及び当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）並びに当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び更新伐であって、3の(4)のイにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するもの及び当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良（3の(7)のイの(イ)に定める改良であること）を含む。
- (5) 実施要領第3の7の(3)のイの(ア)のbの森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められる者に限る。）を含む。

- (6) 実施要領第3の7の(3)のイの(7)のbの森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの及び(イ)のaの伐採造林届出書に基づいて行うものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
- (7) 実施要領第2の表の4の(7)及び表の5の(10)の施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを対象とする。
- (8) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の確認が可能なものに限り、植栽等が完了したものと見なして事業の対象とする。

この場合、植栽が行われたことを証するに足る写真その他資料を整備しておくものとする。
- (9) 施行地内の植栽不可能地であって、1カ所の面積が0.01ha以上であるものは、施行地の面積には含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

10 その他

- (1) この規定に基づき知事に提出する書類は、原則として所轄林業事務所長を経由するものとする。
- (2) この規定の改正日以前に処理された書類の様式は、従前のもので差し支えないものとする。

別記様式1

収入及び支出を明らかにした帳簿

申請単位番号	年月日	摘要	収入	支出	差引額	備考
			円	円	円	

注1：「摘要」欄には、収入（支出）先を記入する。

注2：「備考」欄に事項（苗木代、肥料代等）を記入する。

別記様式2

年度（第 期）施工台帳

(単位：ha、m、%、円)

申請番号	施行地			林小班			森林所有者	収入								支出							差引額	備考				
	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番		補助金交付内訳								事務手数料	苗木代	森林保険料	運送費	市売手数料	その他支出	計						
								作業種	樹種	林齢（植栽年度）	齢級	面積・延長	伐採率	森林経営計画等の 認定番号	補助金額										木材販売	所有者負担	その他収入	計

注1：施工地ごとに、収入及び支出を整理する。
 注2：収入及び支出の科目は適宜修正することができる。

別記様式3

年度（第 期）補助金及び経費明細書

(単位：ha、m、%、円)

申請番号	施行地			林小班			森林所有者	補助金交付内訳							精算内訳				補助金支払年月日	備考		
	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番		作業種	樹種	林齢（植栽年度）	齢級	面積・延長	伐採率	森林経営計画等の認定番号	補助金額	事務手数料	苗木代	森林保険料			計	支払額

注1：補助金配付を金融機関の預金口座を利用して行った場合は、振込書を整理しておくこと。
 注2：補助金配付を現金で行った場合は、受領書を申請番号順に整理しておくこと。
 注3：補助金に係る収支を整理するものであるため、精算内訳は補助金により賄うべきもののみとする。

別記様式4

〇〇年度（第〇期）補助金及び経費通知書

事業主体 〇〇 〇〇 殿

代理人 〇〇森林組合
組合長 〇〇 〇〇

申請の委任があった〇〇年度（第〇期）森林環境保全整備事業（造林関係）補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

〇〇年度第〇期 交付額 _____ 円

2 精算額

(1) 事務取扱手数料 _____ 円

(2) 〇〇〇の立替代金 _____ 円

(3) 森林保険料 _____ 円

計 _____ 円

3 差引支払額 _____ 円

4 配付方法

〇年〇月〇日、〇〇銀行貴殿預金口座に振り込みました。

（現金交付の場合は、「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の〇時から〇時の間に、本状及び印鑑を持参の上、必ずご本人が〇〇までお出かけください。」とする。）

5 交付条件